

令和2年5月21日

バンケットレセプタント請負業における 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

日本バンケット事業協同組合

新型コロナウイルス感染症の急激な拡散を受けて、令和2年4月7日に緊急事態宣言が発令され、三密（密閉、密集、密接）を避けて更なる感染を防止して感染症を抑え込むべくイベントの自粛を行っております。このような状況下弊組合は、5月4日、及び14日の専門家会議の提言に基づき、バンケットレセプタント請負業においても、宴会場や結婚式・披露宴等のイベントの場に於けるお客様への接遇業務にあたっての感染防止ガイドラインを作成し、衛生管理を徹底してお客様及びスタッフの安心・安全を確保してまいります。イベント環境を整備して共有させていただくホテルや結婚式場等と連動して、新型コロナウイルスという目に見えない敵からの感染を防止しつつ、新しい生活様式に適応しながらバンケットレセプタント業務を実施してまいります。

尚、組合員は、当ガイドラインを自粛明けから適時活用し安心・安全を確保するものとしませんが、今後の社会状況により必要に応じて内容を見直します。

また、ガイドライン活用にあたっては、それぞれの地域において差異がありますので、各地域（支部等）にて規定の追加や削除を行うことができます。

■ レセプタント手配について

- ①顧客の要望によりオンラインでの打ち合わせが可能な環境を整えること。
- ②レセプタントに新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、当日、発熱や風邪の症状のある場合には、当該レセプタントは勤務不可とし、自宅待機を指示すること。
※日々、会社から海外情報やクラスター地域・施設の情報を周知する
- ③ホテル、お客様から行動指定があった場合はその基準に沿って手配

- ④感染者が発生した場合、即時に保健所に報告し、求められる情報の速やかな開示等保健所の指示に従う。また、感染経路特定の為、発注先や関係者から関連者リストの提出を求められた場合に備え、個人情報の取り扱いに留意しながら勤務者氏名一覧の提出体制を整えておく。

■ホテル等の施設入り及び控室について

- ①マスク着用、ホテルに入る前の手指消毒（※）の徹底
必ずマスクをしてホテル等の施設まで移動する。施設に入る前に手指消毒（※）を実施する。
- ②控室での密の回避
最低1 m以上、できれば2 mのソーシャルディスタンスを保てるスペースがある控室を使用できるよう、ホテル等会場側と交渉する。
- ③控室入り、会場へ向かう前の手洗い・手指消毒（※）の徹底
宴会会場に入る前に必ず手指消毒（※）を行う。

（※）手指消毒については、手洗いを前提としつつ、手洗いが十分行うことができない場合には消毒液を活用する。

■宴会会場内について

- ①マスク又はフェイスシールドを適切に着用する。なお、開催場所やお客様との関係で別途対応が必要な場合は個別に相談する。
- ②お客様やスタッフとの至近距離での会話は、飛沫感染のリスクが高いため回避を徹底する。また会話を行う場合は十分な間隔（最低1 m以上、できれば2 m）を保つ。
- ③テーブルサービスで注文を受けるときはお客様の側面に立ち、十分な間隔（最低1 m以上、できれば2 m）を保つ。
- ④ドリンクの受け渡しやお酌については、開催会場（ホテル）やお客様の指示に基づき対応する。
例）ドリンクは、手渡しではなくトレイ使用でお客様に受け取っていただく。

- ⑤料理等の取り分けサービスについては、サイドワゴン等使用が望ましい。
- ⑥ビュッフェ形式で飲食を提供する場合、お客様が共同で使用するトング、菜箸やピッチャーは、頻繁に交換したり拭いたりして衛生管理に努める。
- ⑦主催者及び幹事様との名刺交換等はお客様に合わせて対応する。
- ⑧「密」を防ぐ為の入退場でのエスコートやアテンドでは、ソーシャルディスタンス（最低1 m以上、できれば2 m）を保つ。
- ⑨開催会場（ホテル等）の指示があれば、入退場時のアルコール除菌スプレー実施補助を積極的に行う。（提案ベースも可）
- ⑩宴席中のカラオケについては、ハイリスクの為自粛が望ましい。
- ⑪お酒等の回し飲み（返盃）行為等はお断りする。

■スタッフ（レセプタント）個人が行うべき感染予防対策について

健康と安全を守って業務を行うために、日々コロナウイルス感染症に関する最新の知見取得を心掛けて感染予防策を実施し、バックヤードや事務所内においても予防策を講じる。

- ①スタッフ（レセプタント）に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す、このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を周知するなどの取組みを行う。

<参考> 「人との接触を8割減らす、10のポイント」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

<参考> 「新しい生活様式」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- ②通勤時には、咳エチケットやマスクの着用、対人距離（最低1 m以上、できれば2 m）の保持等、個人で出来る防止策をとる。

- ③就業中の手洗い・消毒を徹底する。
- ④感染リスクを低減するため、常に一定の対人距離（最低1 m以上、できれば2 m）を保持する。
- ⑤新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている国・地域や入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、発熱や風邪の症状のある場合には、直ちに管理責任者に連絡をとり、その指示に従う。

■身だしなみについて

- ①毛髪が落ちないようにセットを徹底する。
- ②顔・髪の毛を触らない。
- ③オープナーはこまめに消毒する（宴会前後）。
- ④ユニフォーム・衣類はこまめに洗濯する。

■社員・責任者（チーフ・リーダー等）へのガイドライン研修について

オンラインでの研修・チェックリストの作成など、会社・チーフが徹底して管理できる体制を整えることが重要

— 以上 —